

# いまさらマニラ

—たゞマニラの日武義戦線とわたくしと—

## 資料集

### 再録、マニラ通信「的なき日武義」

いまさらマニラに、いま更に感懐して

87年3月24日夕刊の新聞をみてみよう。

日…東マシマ反日武装戦線は、それまでのように露骨な権力操縦ではなく、民間企業をターゲットとした。そして、マイアヤ朝鮮民族などへの政治・経済的侵略問題とらえる「反日」思想、「被抑圧民族革命」論をイデオロギーとしたことに特色がある。企業攻撃は「三菱をボスとする日帝の侵略企業・植民者に対する攻撃」だった。

マニラに注目されるのは、三菱重工攻撃に使われた爆弾は、もともと「虹作戦」として荒川鉄橋で天皇の特別列車を爆破するために用意されたことである。仕掛けようとした日

現場に人がいた

ため失敗、新たな目標として三菱が決まったの

だった。

天皇は、マイ

又を含めた東マ

シア人民に対す

る侵略の責任者

をいこうとえ方

だが、天皇・天皇制批判で、理論の域から、

具体的現実の攻撃対象とする口火を切った

点の影きょうは大きい。』

これが、朝日新聞にのったという大て

いはハエームと感懐するんではないだろうか。

か。

2 記事の「大きなこと変化

この記事についてでも明らかによつて、東

マシマ反日武装戦線に対するこの日の最

高次の判決を報道する各紙の

扱いは、今までと比べて

いふんが点で大きく

変化している。朝日

を例にとると、オ一面のトップ、タテヨコ六

段の大見出し、最高裁傍聴者と機動隊が競い

合う写真入りで紙面の三分の二を占める大記

事、つづいて「二面」は「判決要旨」、さら

に6、7面は、補足と関連記事でそれぞれ紙

面の半分をとるという最大級の扱い。(読

売、毎日も同様)

その扱いの大ききもさりながら、この午の

判決記事内容は、いわゆる「公正中立」新聞

の堂々として、何よりも事件を弾劾する立場

で、被害者や家族の談話を掲載し、被害者感

情を盛り立てる一ことがつづいて目立つもの

だった。(それは今回も読売、産経に根強く

あらわれ「遺憾に深い傷痕」また、「肉親奪

われ怒り新た」「極刑でも



割り切れぬ」などと大見出しで両面の三分の二を占めた被害者関係の面にみられる。しかし、朝日(毎日)では、「13日…遺族に償済せず」「15日…しくせぬ思い」といったくりあげ方と共に、それにはまじて従来かゝってありえなかつた、いうならば被害者の側を、今回はきわめて大きくとりあげ、市民の殺傷惨い日々、体制に異議は絶えず「の罪状」だ。

「あゝ人の人を殺傷したのは誤りだ。だが日本の帝国主義的侵略への向いは続けるべきだ」面被告は現在の心境をこう語っている。獄中で書いた手紙類を集めて本を出版し、他の死刑囚といふ、しよに死刑廃止運動に取り組むなど「体制への異議申立て」の姿勢は確している。

80ミリ映画づくりに取り組んでいるのが黒川芳正被告。被告の母が事件をどうとらえ、戦争を体験した世代として天皇の責任をどう承えているかをこの面被告の目的という。

「大東後(日)の刑罰がどうであるかは国の権を長く荒井(日)は、一刻も早く社会に復帰し、大道までこの死刑執行を阻止する闘

いを広げたい」といっているという。その他「死刑台の見学を引きたたい」と語る大道寺(日)のコメントも掲載されるなど、まさにこれは報道攻撃として、「二審には絶対みられなかつた大転換である。それらにあわせて、死刑判決を考慮する」では、

「政治犯罪への刑罰寛減す時」日本義勇・明治大講師(刑事法)「連続企業破壊は一定の政治的主張にもとづく行動が罪に向われた点で、政治犯罪の一つといつてよい。…現在五ヶ国を残して死刑を廃止している西歐諸国では、(史的)にみるとまず政治犯罪に対する死刑の廃止が先行し、…全面廃止に至った国が多い。政治犯罪は取り締まる側からみればその罪は重いが、他方一般大衆の側からみればどうでない」という考え方だ。このでもう一度、政治犯罪の刑罰を慎重に見直すべき時がきているのでは

ないか」だ。

日本の目から日本社判評部(作家島田雅彦)人の話(東マニマ反日政

義戦後の一連の犯罪には、マニマにおける戦中戦後の日本の軍事的、経済的侵略を外部の目から糾弾しようといつた志が伴っていた。…日本を外部の目から相対化しようとした意志は評価すべきだ。…日本政府はマニマに対する経済援助が税関手続の受け入れという形で、彼らの主張を裏切すべきだと考へる。

「このような体制への批判や事件への立入り方と判断では、読売でもえ裁判に陥して一審以来、裁判所は前例のない大規模裁判に踏切切り、被告、井コ人への監禁処分を繰り返した。…上告審でも黒川被告については口頭弁論めがけて送審した。こうした裁判所の強硬姿勢は、法廷を裁判闘争の場とする被告、井コ側への対抗手段としてやむを得ない側面が大きかつた。しかし、これによって憲法や刑事訴訟法で保障された被告の権利が扱われ、批判の余地を残した」と述べていく。

### 3 一ハの度の軌跡

「この目から、我田引水的使用にすぎたといわれるかもしれない。またその内容も、東マニマ反日義戦機」を不十分に扱つておいて、これは決していえない。









